

契約締結後の公表

水戸市上下水道局広報紙仕分け業務委託について、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 24 日

水戸市上下水道事業管理者 園部 孝雄

1 随意契約の内容

- | | | | | |
|-----|------|------------------------------------|-----------------------|----------|
| (1) | 業務名 | 上下水道局広報紙仕分け業務委託 | | |
| (2) | 契約日 | 令和 7 年 4 月 24 日 | | |
| (3) | 契約金額 | 町内会長等仕分け業務 | 127 円 | (1 件当たり) |
| | | コンビニエンスストア仕分け業務 単独店舗 | 127 円 | (1 件当たり) |
| | | 取りまとめ店舗 | 131 円 | (1 件当たり) |
| | | 取りまとめ店舗（封筒あり） | 598 円 | (1 件当たり) |
| | | 水戸市民会館 | 127 円 | (1 件当たり) |
| | | 事務費 | 15.8%（1 円未満の端数は切り捨てる） | |
| (4) | 契約期間 | 令和 7 年 4 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日まで | | |

2 契約の相手方

- | | | |
|-----|-----|------------------------|
| (1) | 所在地 | 水戸市大塚町 1 8 6 3 - 1 6 9 |
| (2) | 名称 | 公益社団法人 水戸市シルバー人材センター |
| | | 理事長 加倉井 健一 |

3 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 2 項に規定するシルバー人材センターであるため。